東京都公安委員会告示第 2702 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 4 日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

兵庫県神戸市北区緑町３丁目７－３－１０７ 島原　伶芽	放置違反金納付命令書（第　30-103-260524-204984）
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町７丁目１５２－９０７ 濱　耕亮	放置違反金納付命令書（第　30-109-260831-203868）
千葉県我孫子市つくし野５丁目８－７ 松本　賢悟	放置違反金納付命令書（第　30-111-260706-211435）
東京都世田谷区深沢１丁目７－１３　日体大相撲部合宿所 由留部　圭祐	放置違反金納付命令書（第　30-217-260820-203009）
東京都世田谷区代田１丁目３６－１５　シグナス１０１ 有田　亮平	放置違反金納付命令書（第　30-327-260610-411049）
香川県観音寺市港町１丁目２－２４ 中西　新	放置違反金納付命令書（第　30-331-260623-206931）
東京都豊島区東池袋１丁目４１－１６　成沢ビル３Ｆ 本山　陽平	放置違反金納付命令書（第　30-331-260707-206132）
兵庫県神戸市垂水区小束山本町２丁目２０－２－６０４ 堤　壱嵯	放置違反金納付命令書（第　30-331-260712-202337）
東京都世田谷区砧５丁目８－２２－３０５ 櫻井　謙	放置違反金納付命令書（第　30-331-260901-207386）
東京都杉並区永福４丁目１－４－３Ｆ 株式会社　ＳＴＲ	放置違反金納付命令書（第　30-332-260928-202930）
埼玉県加須市串作１２５－２－１０１ 山崎　慎之介	放置違反金納付命令書（第　30-436-260820-213898）
東京都墨田区錦糸１丁目２－１　アルカセントラルビル１４階 株式会社　ＴＡＹ	放置違反金納付命令書（第　30-438-260808-419057）
神奈川県横浜市鶴見区下末吉５丁目３－２２－２０１ 佐々木　浩司	放置違反金納付命令書（第　30-439-260630-203178）
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町５丁目１２７ 鳳凰商事　株式会社	放置違反金納付命令書（第　30-439-260822-203763）
兵庫県神戸市垂水区小束山本町２丁目２０－２－６０４ 堤　壱嵯	放置違反金納付命令書（第　30-442-260706-201083）
埼玉県川口市桜町６丁目４－２４ 中山　直弥	放置違反金納付命令書（第　30-553-260622-201712）
東京都新宿区北新宿１丁目２－８　野原７－２ 株式会社　ｃｒｅｅｄ　ａｎｄ　ｒｉｓｅ	放置違反金納付命令書（第　30-560-260821-407023）
茨城県常総市豊岡町乙１１０８－２－４ ＨＯＡＮＧ　ＨＵＵ　ＶＩＥＴ	放置違反金納付命令書（第　30-670-260523-203095）
神奈川県横浜市神奈川区神大寺２丁目９－９－１０１０ ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＡＮＨ　ＰＨＵＣ	放置違反金納付命令書（第　30-771-260626-201395）
千葉県柏市大津ヶ丘４丁目５－４－２０２ 小路　歩結	放置違反金納付命令書（第　30-777-260722-201747）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-108-260514-205098）

神奈川県横浜市中区伊勢佐木町７丁目１５２－９０７
濱　耕亮　　督促状（第　30-109-260731-205262）

東京都港区虎ノ門１丁目１７－１－１５Ｆ
合同会社　アドクエスト　　督促状（第　30-331-260614-204254）

東京都新宿区高田馬場２丁目６－１０－２０７
加藤　一久　　督促状（第　30-331-260703-202240）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260418-208261）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260505-210300）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260526-203329）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260527-202245）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260619-212830）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-436-260630-423313）

東京都港区虎ノ門１丁目１７－１－１５Ｆ
合同会社　アドクエスト　　督促状（第　30-438-260525-202170）

東京都港区虎ノ門１丁目１７－１－１５Ｆ
合同会社　アドクエスト　　督促状（第　30-438-260615-202415）

東京都練馬区旭町１丁目２９－３－１０２
合同会社　櫻井工業　　督促状（第　30-438-260615-205139）

東京都日野市日野台５丁目３－１　メゾン・ド・ノア日野台２３３
川口　つぐみ　　督促状（第　30-550-260530-205216）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。